

「あぢさいなかま」とは

代表 宮岸佑一
事務局長 鶴飼信彦
工房主 吉村彰雄

結成まで

平成 20 年長町三丁目の吉村家が「金澤町家再生活用モデル事業」に採用されました。
平成 21 年 5 月に改修工事が終了し、バリアフリーで人々の交流できる場として「長町集真藍工房」の名称で再生されました。
工房主の藍染めへの造詣と小さな藍色の花が集まっている集真藍の形を、人々が集まる場に重ね合わせ、集真藍(あぢさい)工房と名づけられました。
この長町集真藍工房を拠点として活動するグループとして、「おとぎの杜」の出口威氏、「金沢もてなし隊」宮岸佑一氏方々の協力により「あぢさいなかま」が結成されました。

活動について

金沢市の中心部に近い大野庄用水沿いの長町集真藍工房を活動の拠点にし、そこを人々が集い交流できる場所とし、藍の生葉染め、篆刻、書道、陶芸などの体験教室の開催、ギャラリーとして各種展覧会の開催を通し、バリアフリーへの理解、町家への理解を深めてもらうことを第一としています。

具体的に平成 21 年には、鶴飼信彦写真展、「しあわせの 13 粒」原画展と「お話し会」、JAPAN TENT ホームステイ、「まいどさんと金沢駅周辺ウォーク」への協力、金沢ゆめまちづくり活動支援事業「バリアフリー再生町家を利用した障がいのある人との交流をめざす体験」、金沢アウトサイダーアート展、長土堀公民館の手作り活動(ワンポイント藍染め)、聴覚障害者ワンポイント藍染め教室、里みちこ詩はがき展、植村紀子/藤田さおりコンサート、このような活動を行っています。

ボランティア団体として

石川県 NPO 活動支援センター (あいむ)
金沢ボランティアセンター (松ヶ枝福祉館) に登録しました。
金沢ボランティアセンターを通じてボランティア活動保険に加入しています。

入会について

会則の目的に賛同される方は会員にご連絡下さい。
入会金 なし
年会費 1000 円

あぢさいなかま結成までの経過の詳細

- 平成 20 年 3 月 27 日 吉村家ご家族と吉村家保存同志会を結成
- 平成 20 年 10 月 14 日 町家活用モデル事業の第一次審査に合格
- 平成 20 年 11 月 7 日 町家活用モデル事業の第二次審査に合格
- 平成 20 年 11 月 19 日 家財の整理を開始
- 平成 20 年 12 月 9 日 吉村家保存同志会の名称を「あぢさいなかま」とした
- 平成 21 年 2 月 6 日 助成金の正式交付が決定
- 平成 21 年 2 月 13 日 越島工務店吉村家改修工事を開始
- 平成 21 年 3 月 7 日 金沢町家改修工事見学会を開催
- 平成 21 年 4 月 25 日 金沢ゆめまちづくり活動支援事業説明会へ出席（工房主、宮岸）
- 平成 21 年 5 月 5・6 日 吉村家改修完成見学会を開催
- 平成 21 年 5 月 8 日 金沢ゆめまちづくり活動支援事業へ応募申請
- 平成 21 年 5 月 23 日 長町集真藍工房オープン
- 平成 21 年 6 月 14 日 金沢ゆめまちづくり活動支援事業公開プレゼンテーションへ出席
（工房主、鶴飼事務局長、出口さん、宮岸さん）
- 平成 21 年 6 月 19 日 事業実施説明会へ出席（工房主）
- 平成 21 年 7 月 14 日 イベントへ向けてのチラシ作成ならびに担当スタッフを決める
- 平成 21 年 7 月 17 日 市民参画課へイベント実施計画を提出する
（市民参画課より本イベントの応援団として「協働をすすめる市民会議」委員 菅村美知子さんが担当とのお知らせ）
- 平成 21 年 7 月 18 日 菅村委員に、工房へ来てもらい工房主と面談いただく。
1. 障がい者、子供、など当日来館いただける方の紹介
2. 障がい者の駐車場の手配の口添え
以上 2 点を協働で考えて欲しい旨を要請した。
- 平成 21 年 7 月 22 日 「あぢさいなかま」を NPO 活動支援センター（あいむ）に登録
- 平成 21 年 7 月 23 日 金沢ゆめまちづくり活動支援事業への事前準備
チラシの配布、各担当の決定
「あぢさいなかま」総会
「あぢさいなかま」の会則は、本日より発効。
年会費 1000 円とする。

あぢさいなかま会則

(名称)

第1条 この会は、“あぢさいなかま”という。

(事務所)

第2条 この会は、事務所を金沢市長町3丁目9番地25 吉村彰雄宅、長町集真藍工房に置く。

(目的)

第3条 金澤町家再生により生れた長町集真藍工房を基軸とし地域文化の発展、障がい者と健常者との交流を目指し次の事業を行う。

第4条 。

事業

- ① 工房見学により町家への理解を深めてもらう。
- ② 工房として体験教室を開催する。
- ③ ギャラリーとして目的に適った展示を行う。
- ④ 地域の活動に、ひらかれた場として提供する。

(会員)

第5条 この会の会員は、会の目的に賛同する個人及び団体とする。

(入会)

第6条 会員の入会については、特に条件を定めない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、総会において定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(役員)

第8条 この会には次の役員を置く。

- ① 代表 1名
- ② 運営委員 若干名
- ③ 事務局長 1名

(選任等)

第9条 運営委員は総会で選出し、代表及び事務局長は、運営委員の互選とする。

(職務)

第10条 代表は、この会を代表し総括する。事務局長は、この会の業務を総括する。

運営委員は、この会の業務を執行する。

(任期等)

第10条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(総会)

第11条 総会は会員をもって構成し、年一回開催する。

- ① 役員を選出
- ② 活動計画の提起
- ③ 活動報告と収支決算
- ④ その他運営に関する重要事項